

第8章 計画の評価と見直しの方針

1 評価指標（目標値）の設定

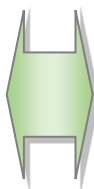
本計画で位置付けた3つの基本目標の実現に向け、前述した各種施策の効果が適切に発揮され、市民一人一人が安心して住み快適な暮らしを実感し、生涯に渡り住み続けたいとする持続可能な都市となっているか評価するため、以下の評価指標及び目標値を設定します。

都市づくりの基本目標

行きたい場所が集約された利便性の高い拠点づくり

近距離圏で安心して生活ができる魅力的な居住地づくり

主要な公共交通ネットワークの維持



評価指標（案）

都市機能誘導区域の誘導施設の充足状況
生活サービスレベルが維持できているか検証

居住誘導区域の人口密度
市内外から利便性の高い市街地への居住誘導の実現状況を検証

評価指標	現況値	目標(平成 39 年)
都市機能誘導区域の誘導施設の充足状況	充足 (平成 28 年度)	充足
居住誘導区域の人口密度	45 人/ha (平成 22 年国勢調査)	45 人/ha

2 計画の見直しの方針

①都市再生特別措置法における立地適正化計画の評価等

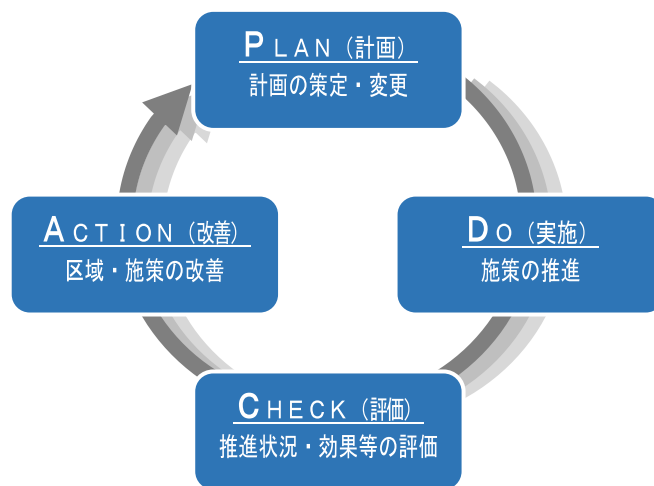
都市再生特別措置法により、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるものとされています。

②本市における進行管理の進め方

本計画の計画期間は平成 39 年までとなっている中、以下の進行管理により、将来目標である『安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり』の実現に向け、効果的な取組を継続的に推進していきます。

●PDCAサイクルによる進行管理

本市では、おおむね5年ごとに、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直ししながら計画を推進します。



■計画の推進方法イメージ